

食品表示の一元化について

1. 示された3法令ではなく、食品表示に関する全ての法令を取り込む。食品衛生法（食品衛生法施行規則第21条、他）、健康増進法、JAS法、牛トレーサビリティー法、米トレーサビリティー法、景品表示法、不正競争防止法、計量法、酒税法（酒類の表示の基準）、他

尚、これらの法令の表示部分を取り込んだとき、食品表示については関係法令を適用しない。

尚、喫食による危害の防止（食品の安全）については、表示の一元化からは切り離し、完全トレーサビリティー制度の実施など別途検討する。

2. 対象とする表示は、狭い意味での食品ラベル表示ではなく、ラベル以外の容器・包装の表示、カタログ、パンフレット、新聞・雑誌の広告、テレビの広告、インターネットの広告、店頭での掲示、講演、等を対称とするかどうかも検討する。

3. 義務表示とする項目と課題は次の通り。

(1)原産国・原産地についてのルールを見直す。(2)特定原材料のえび・かにの表示方法を再検討する。(3)表示免除の多い食品添加物の表示のルールを大幅に見直し、眞の意味での「全面表示」とする。(4)遺伝子組換え食品・食品添加物については、安全性審査の対象外であっても、全て表示する。(5)栄養成分表示のナトリウムの表示については、換算係数の使用は煩雑であるので、食塩相当量での表示に変更する。(6)特別用途食品の表示の許可については、一定期間毎の生産・販売実

績の届出を義務化とともに、更新制度を設ける。(7)内容量（質量）については、「個数表示」を再検討する。(8)冷凍からチルドへの保存温度の変更による賞味期限の変更、冷凍から常温への保存温度の変更による賞味期限から消費期限への変更がみられる、いわゆる「保存温度変更食品」の流通に鑑み、製造日を併記させる。尚、保存温度変更日は製造日とみなさない。(9)製造者の住所・氏名についての固有記号の制度を廃止する。

4. 優良誤認表示・有利誤認表示について

いわゆる「健康食品」の氾濫に、学者や研究者による講演を利用する「講演商法」も利用されている。事実に反した表示（例えば、動物実験で得られた摂取量からみて余りにも少ない摂取量で効果があると印象図ける）がなされていないかどうか、国民生活センターが監視できるようにする。

5. 消費者のアクセス権の保証について

消費者から表示の根拠が求められた場合の製造者・販売者の根拠開示の義務化を徹底する。

6. 運用について

(1) 施行機関は消費者庁に一元化する。(2)監視（商品テスト）を地方の消費者センター、国民生活センターが行えるように、設備、人員、予算を措置する。(3)公正競争規約を充実し、殆どの食品を網羅することで、消費者と生産者の適切な利益を確保する。即ち、WIN-WINの関係。例えば、「食品添加物の無添加表示をしない、させない公正競争規約」を制定する。

（中村幹雄：2011年9月30日）